本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

ソフトウェア開発契約書

委託者●●（以下「甲」という。）と受託者●●（以下「乙」という。）とは、ソフトウェア開発に係る業務の委託に関して、以下のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲が、甲の業務用のソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」）の開発に係る業務（以下「本件業務」）を乙に委託し、乙がこれを受託することに関して必要な契約事項を定めることを目的とする。

（業務内容）

第２条　本件業務は、（1）ソフトウェア開発業務と、（2）保守業務とし、乙が甲に提供する業務の詳細は、それぞれ次の通りとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　（省略）

２　本件ソフトウェアについては、乙が別紙ソフトウェア開発仕様書に基づき制作し、甲に納品する。

３　保守業務の詳細については、別紙保守業務仕様書に定める。

（委託料及びその支払方法）

第３条　甲は乙に対し、本件業務の対価として、下記に定める委託料を支払うものとする。

⑴　ソフトウェア開発業務　金○○円（税込）

支払は納品後の翌月末までとする。

⑵　保守業務　毎月　金○○円（税込）

毎月分を翌月末までに支払うものとする。

２　振込先は乙の指定する金融機関口座とし、振込手数料は甲が負担する。

（納期及び契約期間）

第４条　ソフトウェア開発業務の納期は、令和○○年○○月○○日とする。

２　本契約はソフトウェア開発業務が完了後、検収完了日の属する月の翌月初から保守業務に移行し、有効期限は保守業務開始日より１年間とする。但し、甲乙双方特段の申し出がなければ、自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（納品）

第５条　乙は甲に対し、前条に定める納期までに、本件ソフトウェアを甲の指定する場所に納品する。

　　２　乙は、納品に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとする。

３　本件ソフトウェアの滅失、毀損等の危険負担は、納品前については乙が、納品後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

（本件ソフトウェアの検収）

第６条　納品された本件ソフトウェアについては、甲は２０営業日以内に検査し、仕様書と合致するか否かを点検しなければならない。

２　本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。

（業務終了報告）

第７条　乙は、本件業務としてシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務（以下「テスト業務」）を行う。

　　２　乙は、テスト業務について、作業期間の満了から１４営業日以内に、テスト業務終了報告書を甲に対して提出するものとする。

（契約不適合責任）

第８条　検収完了後、本件ソフトウェアについてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、乙は、当該契約不適合を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後６ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

２　前項にかかわらず、契約不適合が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

３　第1項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（納入物の所有権）

第９条　乙が本契約に従い甲に納入する本件ソフトウェアの所有権、著作権（著作権法２７条、２８条に定める権利も含む）その他一切の知的財産権は、本契約に係る委託料が支払われた日をもって、乙から甲へ移転する。

　　２　乙は、甲に対し、前項に基づき著作権が移転した本件ソフトウェアに関し、著作者人格権を行使しないものとする。

（資料等の提供及び返還）

第１０条　甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

　　　２　本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。

３　甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、本件ソフトウェアの契約不適合等の結果については、乙はその責を免れるものとする。

４　甲から提供を受けた資料等が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った措置を講ずるものとする。

（資料等の管理）

第１１条　乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

２　乙は、甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

（秘密情報の取扱い）

第１２条　甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、秘密情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、それらの者に同様の義務を負わせることを条件に、秘密情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができる。

　　　２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

⑴　開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

⑵　開示を受けた際、既に公知となっている情報

⑶　開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

⑸　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

３　甲及び乙は、相手方の事前の書面(ファクシミリ及び電子メール等を含む)による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から3年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならない。

（個人情報）

第１３条　「個人情報」とは、乙が本件業務を遂行するために、甲が乙に提供した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、又は、個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報であるものに限らない。

　　　２　甲及び乙は、本件業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律(令和15年5月30日法律第57号)及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本件業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

　　　３　甲及び乙は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ本件業務に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。

　　　４　乙は、個人情報の記録媒体及びデータを施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。乙は、施錠可能な場所に保存する場合には鍵の管理者を特定し、情報システム内で管理する場合には特定された利用者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報(ID、パスワード等)を設定する。

　　　５　乙は、本件業務が完了した場合、又は甲の指示がある場合には、甲から預託された個人情報並びにその記録媒体及びデータを直ちに返却し、破棄し又は消去する。

　　　６　乙は、乙及び再委託先における個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先の監督等適切な措置を講じる。

（契約解除）

第１４条　甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（再委託）

第１５条　乙は、次に掲げる再委託先候補に関する事項を甲に通知し、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、乙と業務委託契約を締結した第三者(以下「再委託先」という。)に、本件業務を必要な範囲で再委託することができる。

⑴　住所及び名称又は商号

⑵　乙と再委託先候補との間の取引関係及び取引実績

⑶　再委託する業務の内容及び範囲

⑷　その他、甲が必要とする情報

２　前項により再委託が可能となる場合であっても、乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

（権利義務譲渡の禁止）

第１６条　甲及び乙は相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保にしてはならない。

（損害賠償）

第１７条　甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる本件ソフトウェアの検収完了日又は本件業務の終了確認日から６ヶ月間が経過した後は行うことができない。

（合意管轄）

第１８条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別紙１）ソフトウェア開発仕様書　（省略）

（別紙２）保守業務仕様書　　　　　（省略）

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。